

第 21 号

平成 28 年度 徳島県 病院事業会計予算

(総則)

第 1 条 平成28年度徳島県病院事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第 2 条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 病	床	数	790床
(2) 年	間	患 者 数	
	入	院	204,765人
	外	来	266,571人
(3) 1 日 平 均 患 者 数			
	入	院	561人
	外	来	1,097人
(4) 主要な建設改良事業			
	病院増改築工事費		3,769,446千円
	医療器械及び備品購入費		813,525千円

(収益的収入及び支出)

第 3 条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

	収	入	
第 1 款 病 院 事 業 収 益			21,784,689千円
第 1 項 医 業 収 益			18,196,509千円
第 2 項 医 業 外 収 益			3,588,180千円
	支	出	
第 1 款 病 院 事 業 費 用			22,770,212千円
第 1 項 医 業 費 用			22,013,261千円

第2項 医 業 外 費 用 756,951千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額1,324,837千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額9,786千円及び過年度分損益勘定留保資金1,315,051千円で補てんするものとする。）。

収 入

第1款 資 本 的 収 入	9,239,071千円
第1項 企 業 債	4,511,000千円
第2項 負 担 金	727,302千円
第3項 他会計からの借入金	4,000,000千円
第4項 補 助 金	769千円

支 出

第1款 資 本 的 支 出	10,563,908千円
第1項 建 設 改 良 費	4,635,305千円
第2項 企 業 債 償 還 金	1,645,526千円
第3項 他会計からの借入金償還金	4,283,077千円

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
県立病院電子カルテシステム整備支援業務委託契約	自 平成29年度 至 平成30年度	60,000千円
海部病院医療器械・備品整備事業業務委託等契約	自 平成29年度 至 平成34年度	290,000千円

(企業債)

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
病院整備事業	千円 4,511,000	証書借入又は証券発行	年5%以内（ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率）	融資機関の融資条件による。ただし、必要の生じた場合は全部若しくは一部繰上償還し、又は借換えすることができる。

（一時借入金）

第7条 一時借入金の限度額は、5,000,000千円と定める。

（議会の議決を経なければ流用することのできない経費）

第8条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費

11,342,292千円

（たな卸資産の購入限度額）

第9条 たな卸資産の購入限度額は、4,820,000千円と定める。

（重要な資産の取得）

第10条 重要な資産の取得は、次のとおりとする。

	種類	名称	数量
(1) 取得する資産	医療器械	X線CT装置	一式
	備品	電子カルテシステム	一式

平成28年2月18日提出

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

第 22 号

平成 28 年度 徳 島 県 電 気 事 業 会 計 予 算

(総則)

第 1 条 平成28年度徳島県電気事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第 2 条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 供給電力量	水力発電所	326,100,000 k W h
	太陽光発電所	4,636,000 k W h
(2) 建設改良工事	既設設備改良工事	883,378千円

(収益的収入及び支出)

第 3 条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収		入
第 1 款 事 業	収 益	3,321,494千円
第 1 項 営 業	収 益	3,292,824千円
第 2 項 財 務	収 益	21,177千円
第 3 項 事 業 外	収 益	7,493千円
支		出
第 1 款 事 業	費 用	3,033,796千円
第 1 項 営 業	費 用	2,917,933千円
第 2 項 財 務	費 用	12千円
第 3 項 事 業 外	費 用	110,851千円
第 4 項 特 別	損 失	2,000千円
第 5 項 予 備	費	3,000千円

(資本的収入及び支出)

第 4 条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額1,310,441千円は、当年度分消費税及び地方消費

税資本的収支調整額65,380千円、中小水力発電開発改良積立金578,957千円及び過年度分損益勘定留保資金666,104千円で補てんするものとする。)

収 入	
第1款 資本的収入	472,937千円
第1項 固定資産売却代	783千円
第2項 他会計長期貸付金等返還金	472,154千円
支 出	
第1款 資本的支出	1,783,378千円
第1項 建設改良費	883,378千円
第2項 投資	900,000千円

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
川口ダム案内誘導用ロボット賃貸借契約	自平成29年度 至平成31年度	4,290千円
燃料電池自動車賃貸借契約	自平成29年度 至平成33年度	9,000千円

(一時借入金)

第6条 一時借入金の限度額は、1,500,000千円と定める。

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第7条 次に掲げる経費については、これらの経費の金額を、これらの経費のうち他の経費の金額に、若しくはこれら以外の経費の金額に流用し、又はこれら以外の経費をこれらの経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費	1,058,246千円
(2) 交際費	109千円

(たな卸資産の購入限度額)

第8条 たな卸資産の購入限度額は、10,000千円と定める。

平成28年2月18日提出

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

第 23 号

平成28年度徳島県工業用水道事業会計予算

(総則)

第1条 平成28年度徳島県工業用水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 給水事業所数	33	吉野川北岸工業用水道	22
		阿南工業用水道	11
(2) 年間総給水量	66,546,800m ³	吉野川北岸工業用水道	38,624,300m ³
		阿南工業用水道	27,922,500m ³
(3) 1日平均給水量	182,320m ³	吉野川北岸工業用水道	105,820m ³
		阿南工業用水道	76,500m ³
(4) 建設改良工事		吉野川北岸工業用水道改良工事	726,600千円
		阿南工業用水道改良工事	545,759千円

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

	収	入	
第1款 事業	収	益	1,208,510千円
第1項 営業	収	益	1,145,399千円
第2項 営業外	収	益	63,111千円
	支	出	
第1款 事業	費	用	1,110,161千円
第1項 営業	費	用	1,039,336千円
第2項 営業外	費	用	70,825千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額561,168千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額93,319千円及び過年度分損益勘定留保資金467,849千円で補てんするものとする。）。

収 入	
第1款 資本的収入	900,003千円
第1項 固定資産売却代	3千円
第2項 他会計長期借入金	900,000千円
支 出	
第1款 資本的支出	1,461,171千円
第1項 建設改良費	1,272,359千円
第2項 企業債償還金	188,812千円

（債務負担行為）

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
長岸水管橋撤去事業工事請負契約	平成29年度	51,000千円
鳴門配水本管（撫養）布設替事業工事請負契約	平成29年度	156,000千円

（一時借入金）

第6条 一時借入金の限度額は、500,000千円と定める。

（議会の議決を経なければ流用することのできない経費）

第7条 次に掲げる経費については、これらの経費の金額を、これらの経費のうち他の経費の金額に、若しくはこれら以外の経費の金額に流用し、又はこれら以外の経費をこれらの経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費	226,865千円
(2) 交際費	15千円

（たな卸資産の購入限度額）

第8条 たな卸資産の購入限度額は、20,000千円と定める。

平成28年2月18日提出

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

第 24 号

平成28年度徳島県土地造成事業会計予算

(総則)

第1条 平成28年度徳島県土地造成事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 工業用地の管理事業 1,153千円

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入		
第1款 事業 収 益		9,221千円
第1項 営 業 収 益		7,740千円
第2項 営 業 外 収 益		1,481千円
支 出		
第1款 事 業 費 用		1,516千円
第1項 営 業 費 用		1,515千円
第2項 営 業 外 費 用		1千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額36,923千円は、過年度分損益勘定留保資金36,923千円で補てんするものとする。)

収 入		
第1款 資 本 的 収 入		33,077千円
第1項 他会計長期貸付金返還金		33,077千円
支 出		
第1款 資 本 的 支 出		70,000千円

第1項 投 資 70,000千円
(一時借入金)

第5条 一時借入金の限度額は、30,000千円と定める。

平成28年2月18日提出

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

第 25 号

平成28年度徳島県駐車場事業会計予算

(総則)

第1条 平成28年度徳島県駐車場事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

- | | | |
|-----------------|----------|---------|
| (1) 収 容 台 数 | 525台 | |
| (2) 建 設 改 良 工 事 | 既設設備改良工事 | 5,619千円 |

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入		
第1款 事 業 収 益		76,374千円
第1項 営 業 収 益		75,033千円
第2項 営 業 外 収 益		1,341千円
支 出		
第1款 事 業 費 用		64,357千円
第1項 営 業 費 用		64,351千円
第2項 営 業 外 費 用		6千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額5,619千円は、過年度分損益勘定留保資金5,619千円で補てんするものとする。）。

支 出		
第1款 資 本 的 支 出		5,619千円
第1項 建 設 改 良 費		5,619千円

(一時借入金)

第5条 一時借入金の限度額は、300,000千円と定める。

(たな卸資産の購入限度額)

第6条 たな卸資産の購入限度額は、1,000千円と定める。

平成28年2月18日提出

徳島県知事 飯 泉 嘉 門